

船橋に備え置いてください！

七類港の地域的情報

- 1. 七類港の気象・海象の特性
- ・北東寄りの風浪の影響を受けやすい。
- 2. 七類港の港外避難等に関する勧告基準

区分		発出の基準	実施事項
第1警戒体制	通常準備	○ 強風域(風速15m/s以上25m/s未満)が境港に12時間以内に到達すると予想されるとき ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に暴風・暴風雪警報の発表が予想されるとき(注4) ○ その他、委員から荒天準備が必要と判断されたとき	1 台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難する船舶は、第2警戒体制の発出を待たず、十分に余裕のある時期に避難を開始すること。 2 在港船舶は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう乗組員の待機、機関の準備、水先人・曳船の手配等の必要な避難準備を整えること。 3 汽艇等(注2)は、安全な場所に避難を開始するとともに、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を講ずること。 4 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物の荷役、海上工事作業は中止基準を厳守すること。 5 岸壁・棧橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の物件の高潮・高波・強風による流出防止措置をとること。 6 VHF装備船舶は、VHFを聴取すること。(国際VHF16ch) 7 AIS搭載船舶は、常時AISを作動させ、適切な入力を行うこと。
	特別準備	最大風速40m/s以上の暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域(風速15m/s以上25m/s未満)が境港に20時間以内に到達すると予想されるとき	同上
第2警戒体制	通常準備	○ 暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域(風速15m/s以上25m/s未満)が境港に6時間以内に到達すると予想されるとき ○ 発達した低気圧により鳥取県境港市に暴風・暴風雪警報が発表されたとき ○ その他、委員から避難体制が必要と判断されたとき	1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 岸壁公称能力超過船舶、危険物積載タンカー、高乾舷船舶(客船、コンテナ船、チップ船等)、風浪から比較的遮蔽されて安全に係留可能なバース以外のバースに係留している船舶は防波堤外に避難すること。 3 汽艇等(注2)は、安全な場所に避難したうえで、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を完了させること。 4 岸壁・棧橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。 5 錨泊船は、見張りを強化し、直ちに機関を使用できるよう準備を行う等十分な走錨防止対策を講ずること。
	特別準備	最大風速40m/s以上の暴風域が境港に到達すると予想される場合において、強風域(風速15m/s以上25m/s未満)が境港に10時間以内に到達すると予想されるとき	1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。 2 総トン数500トン以上の船舶は、原則として台風の影響の少ない他の安全な海域へ避難すること。 3 港内において係留避泊する船舶は、増しもやい等の係留索強化、機関の準備、定期的な係留状況の確認等の対策を実施すること。 4 汽艇等(注2)は、安全な場所に避難したうえで、係留強化又は陸揚げ固縛等の措置を完了させること。 5 岸壁・棧橋等水際線付近にある貨物、木材、作業用資器材等の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。

注1 発達した低気圧に伴う発出は、気象庁の気象情報に基づくため、協議会の開催・発出の段階を経ずに発出する場合がある。

注2 汽艇等とは、汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう)、はしけ及び端舟その他のるかいのみをもって運転し、又は主としてるかいをもって運転する船舶をいう。

注3 発出時期は、上表「発出の基準」を基本とするものの、各委員が関係先に周知し、実施体制が作業要員の確保も含め、安全且つ適切に実施できる時間帯を考慮のうえ、早期発出について柔軟に対応する。

注4 暴風・暴風雪警報の発表が予想されるときとは、暴風(雪)の早期注意情報が[高]となったときをいう。

- 3. その他
- ・底質は、砂・粗砂・粗礫である。
- ・沖防波堤から青木島までの港内南側海域にはワカメ養殖施設が多数設置されている。
- ・隠岐諸島との間に、カーフェリー及び高速船が就航している。
- ・泊地は狭い。
- ・沖防波堤西側は水深7m前後で、500t級の船舶が錨泊できるが、設置漁具に注意が必要である。
- ・港湾法に基づき、小型船舶の「避難港」に指定されている。

緊急連絡先

境海上保安部長

0859-42-2531



各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。